

令和4年度
理事会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

令和4年度理事会議事録

1. 日 時 令和5年2月10日（金）13時30分～14時23分
2. 場 所 青森県共同ビル 1階 「大会議室」
3. 出席者
- | | | |
|------|-----|-----|
| 理事長 | 小野寺 | 晃彦 |
| 副理事長 | 高 樋 | 憲 |
| 副理事長 | 櫻 井 | 雅洋 |
| 常務理事 | 舩 甚 | 悟 |
| 1番 | 吉 田 | 満 |
| 3番 | 成 田 | 誠 |
| 6番 | 宮 下 | 宗一郎 |
| 7番 | 小山田 | 久 |
| 8番 | 若 宮 | 佳一 |
| 9番 | 櫻 田 | 宏 |
| 10番 | 平 田 | 博幸 |
| 12番 | 野 村 | 秀雄 |
| 14番 | 畑 中 | 稔朗 |
| 17番 | 永 田 | 翔 |
| 監 事 | 倉 光 | 弘昭 |
| 監 事 | 桑 田 | 豊昭 |
| 監 事 | 富 岡 | 宏 |
4. 欠席者
- | | | |
|-----|-----|----|
| 2番 | 長 尾 | 忠行 |
| 13番 | 成 田 | 隆 |
| 15番 | 小檜山 | 吉紀 |

5. 事務局 奈良事務局長外12名

6. 提出議案

- (1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
- (2) 報告第2号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
各会計の収支現計報告の件
- (3) 議案第1号 総会提出議案の件
(別冊第154回通常総会議案)
- (4) 議案第2号 国保総合システム関連業務等委託契約締結の件
- (5) 議案第3号 総会日程決定の件

小田切総務課長	開会を告げた。(とき：13時30分)
小野寺理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
小野寺理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議 長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員1名、本日の出席者は14名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、10番平田理事、12番野村理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議 長	先般行われた監査の結果について、監事代表から報告を求めた。
倉 光 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議 長	議案審議に入り、報告第1号から議案第3号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議 長	報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 理事会議案書の1頁である。 理事長が専決した事項は、本会職員服務規則等の一部改正である。 関係法令の改正に合わせて施行するため、令和4年11月2日に国保法の規定により専決処分されたものである。 改正内容については2頁から6頁に載せている。 育児・介護休業法の一部改正に従い、本会職員服務規則、育児休業等に関する規則において、育児休業の分割取得や再取得など、柔軟な制度運用が図れるよう関係条文を改めている。 また、6頁にあるが、今改正法で創設された男性職員の出生時育児休業、いわゆる「産後パパ育休」の規定を新設したものである。 7頁以降に改正点の新旧条文対照表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
報告第1号は承認を得た旨宣した。

議 長 次に、報告第2号令和4年度各会計の収支現計報告の件
について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 報告第2号は、理事会議案15頁である。
16頁に令和4年11月30日現在における、一般会計
及び各特別会計の総合現計表を載せている。
先程、監事の倉光つがる市長から報告されたとおり、内
容は監事会で監査を受けたものである。
表の1番下、すべての会計を合わせた合計は、収入高は
2,513億2,251万3,342円、支出高が
2,505億1,796万2,459円、残高は8億
455万883円で、この残高については右側に記載のと
おり、各金融機関で預金管理している。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
報告第2号は承認を得た旨宣した。

議 長 次に、理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1
件、議決事項15件となっており、総会提出議案報告第1
号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求
めた。

奈良事務局長 総会の報告第1号理事長専決処分事項は、総会議決案件
に係る2件の補正予算で、いずれも早急に対応する必要が
あったため、国保法の規定により令和4年11月2日と
12月19日にそれぞれ専決されている。
1点目は一般会計である。
内容については、6頁の事項別明細書をご覧いただきたい。
県から委託されていた、介護と障害施設職員の収入を
3%引き上げるとした「処遇改善支援事業」において、障
害分の交付金に不足が生じたため、県の指示に従い、歳入
に県からの受入金、歳出に事業費として施設への交付金を

議
議
奈良事務局長

長
長

それぞれ9,312万7,000円を追加したものである。
続いて8頁の2点目は、後期高齢者医療関係特別会計の公費負担医療費支払勘定である。
10頁の事項別明細をご覧願いたい。
コロナ感染拡大第8波の影響で、後期高齢者のコロナ感染症医療費の支払に不足が生じたため、歳入に公費負担者からの受入金、歳出に医療機関への支出金、それぞれ2億8,247万8,000円を追加したものである。
説明は以上である。
事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。
次に、総会提出議案第1号令和4年度診療報酬審査支払特別会計補正予算の件について事務局の説明を求めた。
本日配付の資料No.1をご用意願いたい。
議案第1号診療報酬審査支払特別会計予算補正の内容は、3件である。
1頁をご覧願いたい。
まず、コロナ関連が2件である。
(1)の①にあるが、本会が市町村の委託を受けて実施している、コロナワクチンの住所地外接種費用の決済業務において、昨年末の感染拡大第8波の影響で処理件数が大幅に増え、データエントリー等の事務経費に不足が生じたため、業務勘定の歳入に市町村からの事務費受入金を、歳出に業務委託料をそれぞれ512万円を追加する。
2点目は②で、同じく第8波の影響で、国保被保険者のコロナ感染症医療費も支払額に不足が生じるため、公費負担医療支払勘定において、歳入に公費負担者からの受入金、歳出に医療機関への支払額をそれぞれ9,188万2,000円追加するものである。
続いて2頁をご覧願いたい。
3点目は、保険者間調整に関する予算補正である。
(1)の理由にあるとおり、本会では協会けんぽと国

保の被保険者が資格異動したにもかかわらず、前の保険のまま受診した場合、その医療費を本来の保険者に振り替える保険者間調整を行っているが、今回、難病で非常に高額な医療費がかかっていた方の調整が発生し、予算不足が生じる見込みとなった。

このため、業務勘定において、歳入の協会けんぽからの受入金と歳出の国保保険者への返還金に、それぞれ不足額4,228万3,000円を追加するものである。

下の「3」には、予算補正総括表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異疑なく、総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第2号令和5年度事業計画の件について事務局の説明を求めた。

舛 甚 常 務 理 事 常務理事の舛甚である。

明年度の事業計画について、資料No.2に基づき説明したい。

事業計画の基本方針に掲げた重点事項のうち、6項目を資料として調製した。

1頁をお開き願いたい。

第1点目は、国保と後期の医療費の審査支払業務の推進についてである。

水色の棒グラフの国保の支払額は、右端の令和4年度では前年度比13億円減の952億円と見込んでいる。

下の表の国保加入者数は、非正規従業員の社保適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行等により減少しており、それに伴い医療費も減っている。

一方、ピンク色の後期の支払額は、加入者数の増加により、26億円増の1,590億円となる見込みである。

審査業務については、審査委員の先生方と連携し、適正審査に努めることとしている。

2頁をお開き願いたい。

第2点目は、国保共同処理業務の推進についてである。

市町村国保事務の広域化・効率化等に向けた本会の主な取組をまとめたもので、左側の①の「保険者事務の共同実施」では、収納対策や各種証明書の作成、資格や給付関係業務に取り組んで参りたい。

また、右側の②の「医療費適正化」、その下の③の「保健事業の共同実施」を推進することとしている。

この②、③は「保険者努力支援制度」に直結することから、市町村が確実に評価点を獲得できるよう支援して参りたい。

なお、③の「1」に朱書きしている「第3期データヘルス計画策定に関する支援」については、各市町村が令和6年度から11年度までを計画期間とする「第3期データヘルス計画」を令和5年度中に策定することとされているので、本会に設置の「保健事業支援・評価委員会」で支援することとしている。

3頁をお開き願いたい。

第3点目は、各業務処理システムの管理・運用についてである。

本会の基幹システムである国保総合システムは、令和6年3月に現行機器の保守期限を迎えるが、システム更改にあたっては、政府の「クラウド・バイ・デフォルト」の原則に従い、図に示した「工程表」に沿って、支払基金システムとの「整合的かつ効率的な運用」の実現のために2段階で実施する。

図の上段の緑色で囲んだ部分の第1段階では、レセプトの受付機能の共同利用とコンピュータチェックルールの整合性の確保を目指しており、本県では令和6年2月にクラウド方式でのシステムの切り替えを予定している。

下段の水色部分の第2段階では、令和8年4月から審査・支払機能を支払基金と共同利用すべく、現在、厚労省、デジタル庁、支払基金、国保中央会の4者で「審査支払シ

システム共同開発推進会議」を設置し、本年3月末までに基本方針を取りまとめることになっている。

このシステム更改は、国の意向を踏まえたものであるため、知事会、市長会、町村会など、地方6団体の協力のもと、国に対し第1段階の開発費不足分の財政支援を要請してきた。

その結果、右上に赤字で記載のとおり、令和4年度分として54億円、また、5年度分は57億円が今年度の2次補正予算に前倒しで確保された。

ご協力に感謝申し上げます。

今後は、令和6年度からの新システムの運用費と第2段階の開発に多額の費用が見込まれることから、市町村に追加の負担を生じさせないため、国が責任をもって補助するよう求めていくこととしている。

引き続きご支援をよろしくお願いしたい。

4頁をお開き願いたい。

第4点目は、特定健診・特定保健指導関連業務の推進についてである。

令和3年度分の特定健診実施率の速報値が昨年11月にまとめ、右上の表に記載しているとおおり、令和3年度の県平均は35.2%で、前年度に比べ1.4ポイント増となった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の実施率には戻っていない状況である。

また、5頁は特定保健指導の実施率で、こちらは2年連続で低下しており、コロナ禍により対面での指導がなかなか実施できていないことが要因と聞いている。

6頁は、特定健診実施率を年代別にグラフ化したものである。

県全体でみると、上の表の赤枠で囲っている40代、50代の働き盛り世代の実施率が特に低い状況にある。

本会としては、この健診実施率の向上に向けて、引き続き

き広報活動や保健協力員活動の活性化などに取り組んで参りたい。

7頁をお開き願いたい。

第5点目は、介護保険関連業務の推進についてである。

介護給付費の支払額は、右端の令和4年度では、前年度比13億円減の1,380億円で、平成12年の制度開始以来、初めて減となる見込みである。

これは、コロナの感染拡大で通所系サービスの利用控えや事業所側の受け入れ制限が要因と思われる。

本会としては、介護保険のインセンティブ制度において、市町村が評価点を獲得できるよう、介護給付費通知やケアプラン点検など、介護給付適正化事業への支援に努めて参りたい。

最後に8頁である。

第6点目は、障害者総合支援給付関連業務の推進についてである。

棒グラフの黄色の障害者分、薄紫色の18歳未満の障害児分のどちらも増加傾向にある。

引き続き審査支払業務の円滑な運営に努めて参りたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異疑なく、
議 長 総会提出議案第2号は原案どおり決定する旨宣した。

次に、予算関係である。

総会提出議案第3号令和5年度一般会計予算の件から第13号令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 本日配付の資料No.3「令和5年度本会予算（案）説明資料」をご準備願いたい。

予算案については、議案書では130頁にも及ぶことから、この資料により簡潔に説明したい。

1頁をお開き願いたい。

はじめに予算総括表である。

総会議案第3号の一般会計から1番下の第13号特定健診関係特別会計までの合計額は、4,957億9,946万7,000円で、前年度に比べ21億316万9,000円の増である。

なお、理事長の挨拶にもあったとおり、令和5年度においては、市町村に負担いただく負担金・手数料はすべて据え置きで予算編成している。

各会計の要点を説明したいので、2頁をお開き願いたい。

この資料は、左から議案番号、会計の名称と手数料単価、右隣りに歳入面の前年度比較と説明、一番右が歳出面の比較・説明である。

それぞれ主な増減の理由は、赤字で表記している。

総会議案第3号は一般会計である。

まず、歳入1款負担金は、被保険者数の減少が今後も続く見込みであることから330万円の減としている。

6款繰越金についても、被保険者数の減少で年々予算規模が縮小していることから、689万円の減が見込まれる。

8款県支出金の15億円の大きな減額は、4年度に国の施策に基づいて県から受託した「介護・障害施設職員の処遇改善支援事業」の交付金支払業務の終了により、県からの受入金が減額となったものである。

なお、赤い点線で結んでおり、歳出の介護施設等への支払額が同額減額である。

続いて歳出面であるが、2款総務費473万円の増は、理由欄④のインボイス制度開始によるシステム改修、⑤の消費税を納付する公課費の増が主なものである。

4款積立金は昨年度比700万円の減である。

理由欄にあるように、平成30年度に国保審査会計の赤字補填として取り崩した事業運営積立金の積み戻し分を5年度は収入不足に充てるため減額している。

以上で、一般会計の合計額は、前年度比15億

8, 213万3, 000円減の1億1, 831万1, 000円である。

続いて、総会議案第4号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

まず、業務勘定であるが、歳入1款手数料は、レセプト件数の大幅な減少が見込まれており、前年度比2, 160万円の減である。

6款繰入金の2億62万円の増は、国保総合システムと国保情報集約システムの更改のために積み立ててきたものを計画に沿って繰り入れるものである。

まず、国保総合システムの更改へは、①財政調整基金、②機器購入積立金、④ICT積立金を黒点線のとおり、歳出1款総務費の本会側のシステム更改経費と4款国保中央会負担金において、新システムの開発負担金に充てる。

このうち、ICT積立金は、洗替え方式のため一旦積立全額を繰り入れするが、今年度分に投入した残額を歳出5款で積み直しし、令和7年度まで続く更改経費に順次投入していくこととしている。

なお、このシステムは後期高齢者医療の処理も行っているため、後期会計と按分して負担する。

もう1つの国保情報集約システムは、平成30年度の国保都道府県化により導入されたもので、これも今回、国の指示で全国クラウド化される。

このため、準備積立してきた③の機器購入積立金を青点線のとおり、開発負担金等に投入し、残額を歳出5款でICT積立金に積み直しし、令和6年度以降、市町村から負担いただく運用経費に充当していく。

以上で、業務勘定の合計額は、前年度比8, 738万8, 000円増の10億984万8, 000円である。

次に、4頁をお開き願いたい。

この特別会計には、業務勘定のほかに医療費を保険者から受け入れし、医療機関などへ支払うための通過勘定であ

る4つの支払勘定がある。

一番上は国保被保険者の医療費分で、歳入1款の増減理由欄にあるとおり、被保険者数が大きく減少しているため、合計額は前年度比12億3,000万円減の1,000億3,036万3,000円を計上している。

その下の公費負担支払勘定は、難病や重度心身者、コロナ感染症の医療費など20項目の公費負担医療費を経理しているものであるが、コロナ医療費の公費負担継続も考慮し、不足をきたさないよう前年度比2億736万1,000円増の42億3,155万6,000円としている。

その下は出産育児一時金等支払勘定であるが、出産一時金は令和5年度から42万円が50万円に引き上げられることから、前年度比8,640万円増の5億4,002万円としている。

一番下は、国の風しん追加対策に係る抗体検査・予防接種費用とコロナワクチンの住所地外接種費用を経理しているものである。

コロナワクチンの公費負担継続と流行期の大きな波への対応として、前年度比2億5,440万円増の9億9,371万9,000円を計上している。

次に、5頁をご覧願いたい。

総会議案第5号は、職員退職手当特別会計である。

これは複式会計で退職手当積立金を管理しているもので、令和5年度の合計額は4,324万3,000円となる見込みである。

続いて、総会議案第6号は、国保新聞等特別会計である。

国保新聞や参考図書在市町村共同購入、市町村が使用するパソコンのリース料の仲介などを経理するもので、合計額は前年度比310万5,000円増の9,291万3,000円である。

次に、総会議案第7号は、第三者行為損害賠償求償事務

共同処理事業特別会計である。

この会計は、交通事故などでかかった医療費を市町村に代わって損害保険会社や加害者から求償し、当該市町村等に送金しているもので、令和5年度の取り扱い額は前年度同額の3億2,000万円と見込んでいる。

次の総会議案第8号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

この会計は、社保側と国保側が共同利用しているシステムの改修費に充てるため、国が定めたレセプト1件当たり68銭の手数料を市町村から受け入れて、国保中央会に特別分担金として拠出するもので、前年度比16万4,000円減の350万9,000円である。

続いて6頁をご覧願いたい。

総会議案第9号は、介護保険関係の特別会計である。

初めに業務勘定である。

歳入1款手数料は804万円の増であるが、②の電子証明書の発行手数料と③の国が新たに始めるケアプラン連携に係る事業所のシステム利用料は、点線で結んでいるとおり通過経理するものであるため、実質は160万円ほどの増である。

5款繰入金は913万円の増である。

①財政調整基金、②機器購入積立金の繰り入れは、点線で結んでいるとおり、国の意向を受けて全国クラウド化される介護保険システムの更改経費の初年度分に充てていきたい。

充当対象だが、歳出1款総務費の②は、本会が無償で市町村に配付している業務端末の構築経費で、セキュリティ管理のため急遽前倒しで入替が必要となったものである。

また、4款国保中央会負担金は、新システムのクラウド環境構築費として各種負担金単価が引き上げられ、500万円程度の増となる。

なお、充当に要した残額と③のICT積立金は、歳出6

款において積み戻しし、6年度に本格化するシステム更改経費に充当する。

以上で合計額は、前年度比1,198万円増の2億2,026万1,000円である。

続いてその下は介護給付費の支払勘定であるが、特定入所者介護サービス費の給付費の減が見込まれ、前年度に比べ3億1,200万円減の1,485億39万7,000円としている。

その下は公費負担支払勘定で、生活保護や難病など12項目の公費負担の介護給付費を經理しているものであるが、5年度は県からの委託を受けて新たに原爆介護費の審査支払を開始することから、170万4,000円増の19億2,711万9,000円としている。

7頁をご覧願いたい。

総会議案第10号は、障害者総合支援法関係の特別会計である。

まず、業務勘定である。

歳入1款手数料は254万円の増であるが、理由欄②の電子証明書発行手数料は介護保険と同様に通過經理するものである。

2款繰入金は606万円の増だが、これはシステム更改への備えとして、令和4年度に積み立てた分であり、令和5年度も歳出3款で積み直しし、令和6年度に本格化するシステム更改経費に備えたいと考えている。

以上で合計額は、前年度比548万8,000円増の6,570万7,000円である。

その下は、障害介護給付費の支払勘定である。

この給付費は、毎年伸び続けていることから、令和5年度も4億560万円増額し、416億8,263万7,000円としている。

その下は18歳未満の障害児の給付費で、ここ数年の伸び率を考慮し、9,600万円増の68億8,807万

9, 000円としている。

続いて総会議案第11号は、医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、歳出からご覧願いたい。

歳出1款事業費が令和5年度の学生への修学資金支援費総額で、前年比283万円増の1億4,679万7,000円である。

これを市町村が歳入1款負担金として4分の1、県が歳入2款県支出金として4分の3を拠出するものである。

なお、市町村負担金には、4款繰越金の1,540万8,000円が充当されるので、令和5年度の市町村負担額は2,129万円となっている。

以上で合計額は、前年度比2,339万4,000円減の1億4,680万円である。

続いて8頁をご覧願いたい。

総会議案第12号は、後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定の歳入1款手数料は363万円の減である。

これは、コロナによって高齢者が受診を減らす傾向が定着してきたこともあり、今年度レセプト件数が減少したことから、歳入欠陥をきたさないよう推計方法を見直したことによるものである。

3款後期高齢者医療広域連合受入金は、1,463万円の増である。

これは、広域連合から運用・保守の委託を受けている広域連合電算処理システムが更改を迎えるため、①の現行システムの運用業務が終了する一方で、⑤の新システムの運用業務が改めて広域連合から委託される予定のため、新・旧システム委託費の差額である。

新システムは国の意向でクラウド化される予定であることから、初期構築分が増額となっている。

なお、これらの委託料は赤点線のとおり、歳出1款総務費において、新・旧システムともに同額が作業経費として支出される。

5款繰入金は5,623万円の増であるが、これは、国保総合システム更改経費の後期高齢者負担分に充てるための繰り入れである。

①財政調整基金は、点線のとおり歳出1款総務費の③本会側のシステム更改経費に、②のICT積立金は歳出5款の中央会への開発負担金の今年度分に投入し、残額を積み直して6年度、7年度の更改経費に充当していきたい。

以上で合計額は、前年度比5,567万7,000円増の9億3,964万7,000円である。

その下は後期高齢者の医療費を経理する支払勘定であるが、伸びは鈍化しているものの、被保険者数の2%程度の増加を考慮し、前年度に比べ35億400万円増の1,848億8,420万3,000円としている。

一番下は、コロナ感染に係る医療費など高齢者の15項目の公費負担医療費を経理しているもので、今年度のコロナ医療費の実績などを勘案し、前年度に比べ4億7,952万2,000円増の14億4,014万円としている。

次の9頁をお開き願いたい。

総会議案第13号は、特定健診関係の特別会計である。

まず業務勘定であるが、主な点としては歳入2款積立金繰入金が182万円の減である。

理由欄のとおり、洗替え方式の2つの積立金において、4年度のシステム運用負担金等に充てた分が減少している。

なお、この積立金については、歳出2款において積み戻しし、多額の負担が見込まれる令和8年度のシステム更改に備えたいと考えている。

以上で合計額は、前年度比136万6,000円減の3,663万8,000円である。

その下は、国保被保険者の特定健診等費用の支払勘定である。

コロナによる健診受診控えが若干解消傾向であることなどから、前年度比2,160万円増の10億6,023万8,000円としている。

一番下は後期高齢者の健診費用の支払勘定で、こちらは被保険者数の増加分として、前年度に比べ1,200万円増の6億2,411万9,000円である。

最後に10頁をご覧願いたい。

ただ今説明した各会計の積立金予定額の一覧である。

8番がその合計で、令和5年度末の総保有額は、前年度に比べ1,293万9,000円減の4億2,424万8,000円の見込みである。

右側には、各積立金の目的、上限額、洗替えによる積立方式などそれぞれの運用方法を一覧にしているので、ご参考に願いたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第3号から第13号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第14号医師確保対策事業規則等の一部を改正する規則の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 議案第14号は総会議案書171頁で、改正規則の内容は172頁である。

この事業は、県と市町村が拠出し、弘前大学医学部の学生に「卒業後、県内指定医療機関で一定期間勤務した場合、返済を免除する」ことを条件に修学資金を貸付しているものであるが、この指定医療機関のうち「国立弘前病院と弘前市立病院との統合により設立される新中核病院」としていたものを「弘前総合医療センター」に改めるものである。

令和4年度の募集開始にあたり、当該病院の名称がまだ決まっていなかったことから「新中核病院」として規定し

ていたもので、正式名称に改めるものである。

174頁からは、医師確保対策事業規則並びに医師修学資金支援事業細則及び事業規程の関係部分の新旧対照表を載せている。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第14号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、総会提出議案第15号理事の補充選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 総会議案180頁をお開き願いたい。

総会議案第15号は、理事の補充選任の件である。

本会の理事については、現在、県町村会推薦理事が1名欠員となっている。

このため、先般、県町村会から推薦のあった今別町長の阿部義治さんを「本会役員を選任方法等に関する規則」に基づき、来る第154回通常総会で選任いただきたいという主旨である。

なお、任期は選任の日から現役員任期満了日の令和5年7月11日までとなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第15号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 理事会議案第1号の審議終了を告げ、総会提出議案については、来るべき第154回通常総会に提案することとした。

議 長 次に、理事会議案第2号国保総合システム関連業務等委託契約締結の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 理事会議案の18頁をご覧願いたい。

理事会議案第2号は、国保総合システム関連業務等委託契約締結の件である。

市町村からの委託と法の定めにより実施している国保総合システム関連業務等について、明年度の委託内容が固ま

ったので、業務委託先との契約を更新したいという主旨である。

19頁の総括表をご覧願いたい。

まず「1」は、国保事業のインフラである（1）国保総合システム関連業務をはじめ、介護保険、障害者総合支援、後期高齢者医療の各保険業務システムの運用など、令和4年度と同様の15項目の委託を予定している。

この合計額は（16）で、令和4年度比1,856万7,087円減の3億3,115万934円である。

これは、予算案でも説明した、（9）の後期高齢者医療広域連合から運用・保守を委託されている「広域連合電算処理システム」が全国クラウド化でシステム更改され、現行の保守業務の委託が10月までの7か月間で一旦終了となるため減額となる。

なお、新システムの運用・保守業務は、広域連合で内容を固め次第、改めて本会に委託される予定となっている。

その他の委託業務については、諸経費が高騰している中ではあるが、記載のとおり前年同額もしくは若干の減額としている。

次に表の下の「2」は、「国保総合システムの更改に係る業務」4,037万円を単年度業務として追加するものである。

国保総合システムについては、国の意向に沿った全国クラウド化に向け、2期4年間のシステム更改が国保中央会を中心に進んでいる。

令和5年度はその2年目で、本会側の大規模な初期構築が必要となるが、この作業は稼働中の現行システムの管理と一体的に進めなければならないので、当該システム運用業務と併せて委託するものである。

以上で国保総合システムに関連する業務等委託契約の合計は、「3」とおり、前年度比2,180万2,913円増の3億7,152万934円である。

議 長 20頁からは、委託契約書の案を載せている。
説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
理事会議案第2号の議案は原案どおり決定する旨宣した。

奈良事務局長 次に、理事会議案第3号総会日程決定の件について、事
務局の説明を求めた。

議 長 理事会議案71頁をご覧願いたい。
理事会議案第3号は、総会日程決定の件である。
総会の日程は、理事会で決定することになっている。
事務局が準備した日程は、日時が令和5年3月1日水曜
日午後1時30分から、場所は青森市東奥日報新町ビル3
階「New's ホール」を予定している。

議 長 説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、
理事会議案第3号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開
催日程が決定されたので、各理事の出席方を要請した。

高樋副理事長 全議案の議了を宣した。(とき：14時22分)
閉会挨拶。(とき：14時23分)

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 3 月 9 日

議 長 小野寺 晃彦

令和 5 年 3 月 10 日

議事録署名者 平田 博幸

令和 5 年 3 月 14 日

同 上 野村 秀雄

理事会理事長挨拶文

とき 令和5年2月10日（金）午後1時30分

ところ 青森県共同ビル 1階 「大会議室」

皆様こんにちは。

理事長を務めます、青森市長小野寺晃彦でございます。
理事会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は距離をとって、また、パネルも設置させていただいてございます。

また、コロナウイルス禍もだいぶ数字が下がってきていますことで、マスクを外してご挨拶することをお許しいただきたいと思えます。

役員の皆様には、明年度の予算議会等を間近に控えた時期、ご多忙のところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

国民健康保険制度を取り巻く状況は大変厳しい状況でございます。

加入者の減少、急速な高齢化、また、コロナ禍など、その外的条件は大変厳しいところでございますが、国保制度の安定的な運営のため、国が確約した毎年3400億円の公費投

入、昨年末に閣議決定された令和5年度の政府予算案では、前年度同額3472億円の財政支援分が確保できたというニュースもあつたというところでございます。

一方で、国保の財政的インセンティブとなります保険者努力支援制度、こちらについては、交付総額は残念ながら1500億円から1380億円に、また、介護保険のインセンティブ交付金も400億円から350億円ということでは若干縮減があつたというところでございます。

ないまぜの内容ではございますけれども、我々としては、与えられた中でしっかりと市町村の事業運営に大きく影響させないよう工夫していく、また、交付金配分の評価に直結いたします各種の共同処理事業、市町村の健康づくり事業、介護予防事業などの支援にこれまで以上に努めて参りたいと考えてございます。

さて、本日の審議はご案内のとおり、明年度の事業計画、予算案のご審議を賜ります。

後程、具体的に事務局より説明させていただきますけど、本会の主要業務であります、医療・介護・障害に係る審査支払業務の適正運営にしっかりと努めて参ります。

特に、医療費の審査支払業務につきましては、国の「審

査支払機能に関する改革工程表」が発表されてございまして、「社保と国保の審査基準統一化」、こちらに的確に対応いたします。

また、「被用者保険側との審査支払システムの共同利用」の第一段階として、国保総合システムの更改が待ち受けてございます。

また、国が強力に進めるマイナンバーカードと健康保険証の一体化、いわゆる「医療DX」でございませけれども、その要としてオンライン資格確認等システムの円滑な運用が求められているところでございます。

市町村の国保事務の効率化に引き続き協力しながら努めて参りたいと思えますし、また、国保加入者の減少は、手数料収入減少につながるところではございますけれども、これまで以上に歳出の縮減に努め、一般負担金及び各審査支払手数料とも、据え置きの方で提案させていただきます。

明年度においても、職員一丸となって、市町村の皆様の支援に取り組んで参りますので、どうぞ慎重審議のうえ、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、冒頭のご挨拶いたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。